

新設分割にかかる事後備置書類

(会社法第811条及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

2025年5月9日

東京都杉並区和泉一丁目22番19号
サイバーステップ株式会社
代表取締役 佐藤 類

東京都杉並区和泉一丁目22番19号
サイバーステップノヴァ株式会社
代表取締役 坪井 信行

サイバーステップ株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2025年4月23日付の新設分割計画書に基づき、2025年5月9日を成立日として、サイバーステップノヴァ株式会社（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、オンラインゲーム事業及びエンターテインメント事業に関して有する権利義務の一部を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関して、会社法第811条及び会社法施行規則第209条の定めるところにより、開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）
2025年5月9日
2. 会社法第805条の2の規定による請求にかかる手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）
本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、該当事項はありません。
3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）
 - (1) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第806条）
本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、会社法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施していません。
 - (2) 新株予約権買取請求手続（会社法第808条）
本新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第808条の規定による手続は実施していません。
 - (3) 債権者保護手続（会社法第810条）
本新設分割において、分割会社から新設会社へ承継される債務は存在せず、本新設分割後、分割会社に対して債務の履行を請求することができない分割会社の債権者はなく、分割会社は、会社法第810条第1項第2号に基づく債権者の異議申述の手続は実施していません。
4. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は、2025 年 5 月 9 日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社のオンラインゲーム事業及びエンターテインメント事業に関して有する権利義務を承継いたしました。新設会社が分割会社から承継した資産の額は 20,233,446 円であり、負債の承継はありません。

5. 本新設分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第209 条第5号）

該当する事項はありません。

以 上